

平成30年度山形県成長分野担い手育成支援事業費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 知事は、県内企業の先端分野及び成長分野への新規参入又は取引拡大を図り、安定かつ良質な雇用の創出につなげるため、県内企業が行う人材育成の取組みに要する経費に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号。以下「規則」という。）、雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱（平成28年11月15日付け厚生労働省発職雇1115第1号厚生労働事務次官通知）及び地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領（平成28年11月15日付け職発1115第1号厚生労働省職業安定局長通知）によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「戦略産業分野」 バイオテクノロジー関連、自動車・航空機関連、ロボット関連、環境・エネルギー関連、医療・福祉・健康関連及び食品・農業関連に係る産業分野をいう。
- (2) 「自社」 雇用する社員に研修を受講させる当該企業をいう。
- (3) 「社内研修」 民間企業等（自社と連結決算される企業は除く。）から自社に講師の派遣を受けて行われる研修（OJT（職務を通じて行われる教育訓練）は除く。）をいう。
- (4) 「社外研修」 民間企業等（自社と連結決算される企業は除く。）に自社の社員を派遣して行われる研修（OJT（職務を通じて行われる教育訓練）は除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山形県内に事業所を有すること。
- (2) 次の業種（日本標準産業分類中分類）のいずれかに該当する者であること。
業種：食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、情報サービス業、学術・開発研究機関
- (3) 戦略産業分野への新規参入又は取引拡大を目指していること。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体その他公的団体で山形県以外のものからの補助金等の交付又は経費の負担を受けていないこと。
- (5) 雇用保険適用事業所の事業主であること。

- (6) 交付のための審査に協力すること。
- (7) 交付申請書の提出の日から起算して過去3年の間に雇用保険事業に係る助成金等に係る不正受給を行った事業主でないこと。
- (8) 労働保険料を滞納している事業主でないこと。(交付申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと)
- (9) 交付を申請する日の前日から起算して1年前の日から交付を申請する日の前日までの間に労働関係法令の違反を行っていないこと。
- (10) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
- (11) 暴力団と関わりのある事業主でないこと。
- (12) 交付申請日又は交付決定日の時点で倒産(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。)している事業主でないこと。

(交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者がその既存従業員に次の各号のいずれにも該当する研修(以下「対象研修」という。)を受講させる事業とする。

- (1) 戦略産業分野における新規参入又は取引拡大等に向けた人材育成を目的とするもの。
- (2) 戦略産業分野に関連する専門的な知識及び技術を習得するもの。
- (3) 受講により習得した知識及び技術の活用を計画しているもの。
- (4) 平成31年3月31日までに研修が完了するもの。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。なお、研修開始日が平成30年5月31日以前の場合で、次条に定める提出期限までに交付申請がなされたものについては、平成30年4月1日以降に生じた経費について、交付決定前であっても補助対象とする。

(補助金交付申請)

第6条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、原則として対象研修が開催される日の15日前とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、研修開始日が平成30年5月31日以前の場合は、提出期限を平成30年5月16日とする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 申請者概要(別記様式第3号)
- (4) 対象研修の課程が分かる書類
- (5) 補助対象経費の積算根拠書類(見積書の写し等)
- (6) 補助金振込口座等が分かる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地

方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1） 補助金の額の10分の2を超える減
 - （2） 事業計画書に記載した研修の変更（講師、開催場所、研修期間若しくは受講者の変更を除く）又は中止
- 2 補助対象者は、規則第7条第1項第1号イ又はロの規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助対象者は、規則第7条第1項第1号ハの規定により知事の承認を受けようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 4 補助対象者は、規則第7条第1項第2号の規定により知事に報告してその指示を受けようとするときは、補助事業遅延等報告書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第14条の規定による報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は平成31年4月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- （1） 事業報告書（別記様式第7号）
 - （2） 収支決算書（別記様式第2号）
 - （3） 補助対象経費を確認できる書類（請求書、振込証等）
 - （4） 研修の修了を証する書類
 - （5） その他知事が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、実績報告書の提出にあたり、第6条第2項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定に違反したと認められる場合

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定を受けたと認められる場合

(補助金の経理等)

第10条 補助対象者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助対象者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費			補助金の額
経費区分	細目	内容	
研修費	従業員旅費	社外研修を実施する場合において、補助対象者における旅費の規程等に基づき従業員に支給される交通費及び宿泊費	補助対象経費の合計に10分の8を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）以内の額で知事が決定する額とする。 この場合において、同一の補助対象者に対する補助金の額は、80万円以内とする。
	講師謝金	社内研修を実施する場合において、補助対象者における謝金の規程等に基づき講師に支給される謝金	
	講師旅費	社内研修を実施する場合において、補助対象者における旅費の規程等に基づき講師に支給される交通費及び宿泊費	
	受講料・教材費	研修において必要とされる受講料及び教材費	
	その他	研修を実施するにあたり、特に必要と認められる経費	